

「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」

パンフレット提案要求仕様書

1 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日（日）まで

2 委託料上限額

金1,500,000円（税込）

3 業務の概要

「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」パンフレット（以下、「パンフレット」という。）制作に係る以下の業務を行うこと。

なお、本市が認定した「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」（以下、「京都遺産」という。）のテーマ「明治の近代化への歩み」、「千年の都の水の文化」、「京町家とその暮らしの文化」の3テーマについて、それぞれ個別にパンフレットを作成すること。

- (1) パンフレットの企画及び制作に係る工程管理に関すること。
- (2) デザイン、レイアウト、イラストレーション、写真、マップ等の作成に関すること。
- (3) 認定テーマの紹介文等の原稿作成に関すること。
- (4) 版下の作成に関すること。
- (5) 印刷、製本、納品に関すること。
- (6) ホームページやSNS等に掲載用の電磁氣的記録データの作成に関すること。
- (7) その他パンフレットの作成に係る業務

4 作成の条件

当パンフレットは、「京都遺産」を通じて、京都にある大切な有形・無形の文化遺産の価値や魅力を伝え、また、実際に訪れていただくことによってその価値を再認識していただき、文化遺産の維持・継承や、その活用による観光振興、地域活性化につなげることを目的としている。

ついては、以上の目的を達成するため、以下のような条件を付す。

- (1) テーマの地域性、歴史性、物語性を踏まえ、文化遺産の魅力をわかりやすく発信するものであること。
- (2) 歴史的・文化的背景知識のない人にも平易なよう、テーマに関する内容が理解しやすい構成であること。
- (3) 写真、イラスト、マップ等を散りばめ、見る者を飽きさせない工夫を凝らすこと。
- (4) 京都の文化遺産の品格が感じられ、全体として統一感のあるデザインであること。
- (5) 紹介文や写真以外に、見る者を楽しませるコンテンツを作成すること。
- (6) 「京都の文化遺産」のホームページやSNSとの連携等、メディアミックスを意識すること。

5 成果物について

(1) 仕様

- ・大きさは、縦20cm×横11cmとする。
- ・ページ数は12～20ページ程度とし、その他については自由とする。
- ・印刷物はカラーとする。

(2) 印刷部数

1テーマにつき8,000部

(3) 版下データ

PDFデータ及びイラストデータ等によりCD-R又はその他媒体で納品すること。

6 打ち合わせの回数

- (1) 原案作成時 2回以上
- (2) 文字校正時 2回以上
- (3) 色校正時 1回以上

7 納期について

平成31年3月29日（金）まで
ただし、「明治の近代化への歩み」については、平成30年8月31日までのできるだけ早期に納品すること。

8 広告枠の提供

全体スペースの1割以下で設定し、広告媒体として活用しても良い。
掲載広告の決定に当たっては、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課の担当者と協議のうえ行うこと。また、広告の募集及び掲載に当たっては、「京都市広告事業実施要綱」、「京都市広告掲載基準」の内容を遵守するとともに、広告枠内に「**広告**」と明記すること。
なお、掲載する広告に関しては、受託者が手配し、その収入を全て得るものとし、委託金額は総経費と広告収入の差額とする。

9 著作権等について

- (1) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。ただし、受託者が撮影した写真や作成したデザイン等を他の目的に使用する場合は、事前に京都市を確認し、承認を得ること。
- (2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるように十分な体制で臨むこと。
- (2) 業務の進捗状況については、随時、当課に報告し、指示を受けること。
- (3) その他本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課と協議し、その決定に従うものとする。

(以上)